

災害対策本部設置基準

(1) 地震災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 管内で震度 4 の地震が発生した場合	① 管内で震度 5 弱もしくは 5 強の地震(但し、大阪市内にあつては震度 5 弱の地震)が発生した場合	① 管内で震度 6 弱以上の地震(但し大阪市内にあつては震度 5 強以上の地震)が発生した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(2) 津波災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合	① 気象庁が管内の地域で津波警報(津波)を発表した場合	① 気象庁が管内の地域で津波警報(大津波)を発表した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(3) 風水害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 一つの部の災害対策本部が注意体制以上を発令した場合であつて、気象情報で台風の接近等による強い降雨、強風の継続等が予報されている状況において、洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等に対する注意(準備)が必要な場合	① 一つの部の災害対策本部が警戒体制(河川部本部にあつては第一警戒体制)を発令した場合であつて、気象情報で台風の接近等による広域的な強い降雨または強風の継続等が予報されている又はそれらが発生している状況において、洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合	① 一つ以上の部の災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 複数の部の災害対策本部が注意体制以上を発令した場合	② 複数の部の災害対策本部が警戒体制(河川部本部にあつては第一警戒体制)を発令した場合	
③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(4) 雪害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 一つの部の災害対策本部が注意体制(道路部本部にあっては注意強化体制)以上を発令した場合であって、気象情報で強い降雪が予報されている状況において積雪等による被害に対する注意(準備)が必要と判断した場合	① 一つの部の災害対策本部が警戒体制を発令した場合であって、気象情報で強い降雪が予報されている、又は積雪等が発生している状況において、積雪等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合	① 一つ以上の部の災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 複数の部の災害対策本部が注意体制以上を発令した場合	② 複数の部の災害対策本部が警戒体制を発令した場合	
③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(5) 海上災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(6) 道路災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 道路部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 道路部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 道路部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(7) 河川等水質事故災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 河川部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 河川部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 河川部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(8) 港湾危険物等災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 港湾空港部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(9) 大規模火事等災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 大規模火災等が発生し、これによる公共土木施設への被害に対し注意(準備)が必要な場合	① 大規模火災等が発生し、これにより公共土木施設への被害のおそれがある場合	① 大規模火災等が発生し、これにより市民生活への重大な被害が生じた場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(10) その他災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより公共土木施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合	① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害が発生し、これにより公共土木施設への被害のおそれがある場合	① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより市民生活に基大な被害が生じた場合
② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活への影響に対する注意(準備)が必要な場合	② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活への影響のおそれがある場合	② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な被害が長期間もしくは広範囲にわたって発生した場合
③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	③ 災害対策本部長が必要と判断した場合

(11) 災害応援

注 意 体 制
① 管外で大規模な災害が発生し、情報収集を行う必要があると認められる場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合

注意体制以上の状況については、支援対策本部を設置し対応する。